

(国および地方公共団体の方へ)

「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」のご案内

～国や地方公共団体で、5人以上の障害者が勤務する事業所では、
障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられました～

国および地方公共団体の任命権者は、**5人以上の障害者**が勤務する事業所において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省が定める選任されるための要件※¹を満たす職員から、障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられました。選任された障害者職業生活相談員は、その事業所に勤務する障害者の職業生活全般の相談や指導を行います。※¹ 選任要件の詳細は裏面をご覧ください。

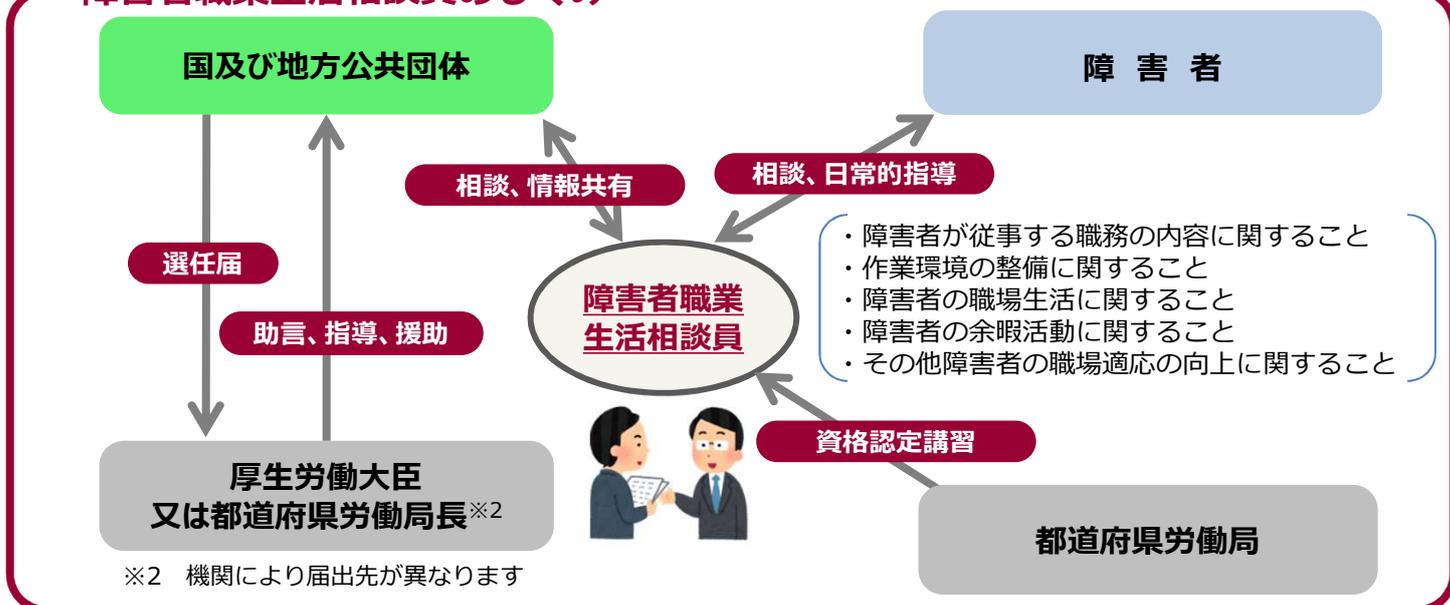
◆ 障害者職業生活相談員になるためには、「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了するか、障害者の職業生活に関する相談の実務経験があるなどの要件（詳細は裏面参照）を満たすことが必要です。

日時	令和3年1月26日（火）9：00～17：00（8：30受付開始） 基礎編・実務編のみ ※応用編（任意参加）は別日開催
場所	熊本地方合同庁舎A棟1階共用会議室 （熊本市西区春日2-10-1）
定員	40名（新型コロナウイルスの影響により変動の可能性があります）
申込方法	添付の申込書を記載の上、熊本労働局職業対策課まで送付してください。
締切	令和2年12月18日（金）（必着） ※先着順ではありません。下記（注）参照
受講費用	無料

（注）国および地方公共団体に勤務する職員は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する民間企業向けの「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講することができません。

申込み多数の場合は受講対象とならない場合があることにご留意ください。
受講の可否に関しては優先度を勘案して1月初旬頃までに受講申込選考結果通知書を郵送いたします。

障害者職業生活相談員のしくみ



受講対象者

5人以上の障害者が勤務し、相談員を選任する必要がある事業所の職員であって次のいずれかに該当する者

- 相談員がいない又は相談員の異動等のために、新たに相談員に選任される予定がある者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者
- 相談員に選任されている又は選任される予定であって、特例要件（※3）のみを満たしている者で、資格認定講習により資格を得る必要がある者

障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務に従事することにより令和2年度末までに省令資格（「障害者職業生活相談員」の選任要件）3～5）を満たす者は含みません。

「障害者職業生活相談員」の選任要件

◆ 障害者職業生活相談員に選任されるための要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者です※3。

1	障害者職業生活相談員資格認定講習の修了者
2	職業能力開発総合大学校の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※4
3	大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学校の指導員訓練（長期養成課程の指導員養成訓練に限る。）、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者※5で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
4	高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
5	2～4に掲げる者以外のもので、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
6	2～5に掲げる者に準ずる者※6

※3 国および地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員は、令和3年3月31日までの間は経過措置として、1～6に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者も選任することが可能です。

- ① 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後2年以上、雇用管理やその他の労務に関する事項（以下「労務に関する事項」という。）の実務に従事した経験を有する者
- ② 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上、労務に関する事項の実務に従事した経験を有する者
- ③ ①、②に掲げる者以外で、4年以上、労務に関する事項の実務に従事した経験を有する者

※4 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に関するものに限る）を修了した者など

※5 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など

※6 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修（厚生労働省委託事業）を修了した者

「障害者職業生活相談員資格認定講習」の内容

◆ 資格認定講習は、6.5時間以上（基礎編・実務編）で行われ、講習テーマは主として次のような事項です。

基礎編	障害者雇用の現状と課題、障害者職業生活相談員の役割と活動内容 など
実務編	採用と配置、人間関係管理と生活指導、職場適応の向上、障害別にみた雇用の実際 など
応用編(任意参加)	支援機関見学（詳細は別途ご案内いたします）

お問い合わせ先

熊本労働局 職業安定部 職業対策課（中村・草野）

〒860-8514

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

TEL：096-211-1704

「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習」

申込み時の注意点

申込書記入にあたっては、以下にご注意願います。

① 受講申込みの単位

障害者職業生活相談員は、**5人以上（実人員）の障害者**が配置されている「事業所」ごとに配置することが義務付けられています。

「事業所」とは、

一つの経営組織として有機的に相関連して行われる一体的な経営活動が行われる施設又は場所をいい、雇用保険制度における「適用事業所」と同様の考え方です。

原則として、非常勤職員について公共職業安定所に提出している雇用保険適用事業所設置届に記載している「事業所」のことです。

従って、**申込書記入の単位は「事業所」**ごとになります。

「事業所」ごとの申込みにあたっては、**2名まで申込みが可能**です。

（**1位、2位の優先順位**を明確にした上でお申し込み下さい。）

② 受講申込書の「受講希望者」欄の「**受講希望者の障害者職業生活相談員となる資格要件の有無等に係る状況**」欄については、必ず①～④の該当する要件にマルを付けて下さい。（①～④の番号が優先順位を表すこととなります。）

※「**受講希望者の障害者職業生活相談員となる資格要件の有無等に係る状況**」欄の

②と③の違いは、令和2年度の1年間において、緩和要件に基づき選任された者が、1年間の経験を積むことで、法律上の選任要件を満たすようになる（③にあたります。）か否かを意味しています。（令和2年度において、1年未満しか経験がなければ、②にあたります。）

※各受講希望者の受講必要性を総合的に判断して、受講の可否を決定します。申込者多数の場合、参加いただけない事があります。

国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習 受講申込書

年 月 日

労働局 職業安定部職業対策課長 殿

事業所の名称

代表者の職名・氏名

次のとおり、国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の受講を申し込みます。

○事業所

住所	(〒)			
担当者	氏名		所属部署	
	電話番号		E-mail	
申込日時点での障害者の雇用状況 (事業所単体における常時勤務する職員数及びそのうちの障害者数(実人員))	職員数	名	相談員の選任状況	申込日時点での選任数 名
	うち障害者数 ^{※1}	名		
	年度末時点で5人以上となる見込み (5人未満の場合)		有・無	

○受講希望者

優先度	1位		
氏名	(フリガナ)	生年月日 (西暦で記載願います)	
所属部署		役職	
受講希望者の障害者職業生活相談員選任状況	①選任される予定あり(年 月予定) ②既に選任されている ③選任される予定なし		
受講希望者の障害者職業生活相談員となる資格要件の有無等に係る状況	①省令資格及び特例要件(裏面参照)どちらも満たさない ②特例要件のみを満たしている(令和2年度末までに省令資格取得見込みなし) ^(※2) ③特例要件のみを満たしている(令和2年度末までに省令資格取得見込みあり) ^(※2) ④省令資格を有している		
受講に対して必要な障害等への配慮	要 ⇒ 具体的に () 不要		

優先度	2位		
氏名	(フリガナ)	生年月日 (西暦で記載願います)	
所属部署		役職	
受講希望者の障害者職業生活相談員選任状況	①選任される予定あり(年 月予定) ②既に選任されている ③選任される予定なし		
受講希望者の障害者職業生活相談員となる資格要件の有無等に係る状況	①省令資格及び特例要件(裏面参照)どちらも満たさない ②特例要件のみを満たしている(令和2年度末までに省令資格取得見込みなし) ^(※2) ③特例要件のみを満たしている(令和2年度末までに省令資格取得見込みあり) ^(※2) ④省令資格を有している		
受講に対して必要な障害等への配慮	要 ⇒ 具体的に () 不要		

※1: 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第79条第1項に定める障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者(手帳を所持している者又は適応訓練を修了し、委託先事業主に雇用されている者))に限ります。
 ※2: 障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事してもなお令和2年度末までに省令資格(裏面1の②③④)を満たさない場合は②を、また、当該実務に従事することにより令和2年度末までに当該資格を満たす場合は③を選択してください。

(注)
 ・多数の申込があった場合は、各受講希望者の受講必要性を総合的に判断して、受講の可否を決定します。
 ・同じ事業内で複数の申込がなされた場合は、会場の定員や事業所内における優先度等を踏まえて人数調整させていただくことがあります。

「障害者職業生活相談員」の選任要件

- 1 障害者職業生活相談員資格認定講習修了以外の厚生労働省令で定める資格(省令資格)
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第79条第1項の厚生労働省令で定める資格を有する職員は、次のいずれかに該当する者となります。
 - ① 職業能力開発総合大学の指導員訓練を修了した者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が定める者(※1)
 - ② 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は職業能力開発総合大学の指導員訓練(長期養成課程の指導員養成訓練に限る。)、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練若しくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練を修了した者若しくはこれらに準ずる者として厚生労働大臣が定める者(※2)で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
 - ③ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
 - ④ ①～③に掲げる者以外のもので、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導についての実務に従事した経験を有するもの
 - ⑤ ①～④に掲げる者に準ずる者(※3)
- ※1 職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に関するものに限る)を修了した者など
- ※2 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程の指導員訓練を修了した者など
- ※3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する職場適応援助者養成研修、大臣指定の研修機関が実施する職場適応援助者養成研修、国の機関の職員に対する職場適応支援者養成研修(厚生労働省委託事業)を修了した者
- 2 令和2年度末までの経過措置(特例要件)
国および地方公共団体の任命権者が選任する障害者職業生活相談員は、令和3年3月31日までの間は経過措置として、上記1に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者も選任することが可能です。
 - ① 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後2年以上、雇用管理やその他の労務に関する事項(以下「労務に関する事項」という。)の実務に従事した経験を有する者
 - ② 高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上、労務に関する事項の実務に従事した経験を有する者
 - ③ ①、②に掲げる者以外で、4年以上、労務に関する事項の実務に従事した経験を有する者